

公共下水道事業受益者負担金・分担金に係る新たな負担区 及び額の設定について

1 受益者負担金及び分担金制度について

(1) 趣旨

受益者負担金及び分担金制度は、公共下水道が整備されると、土地所有者等が土地の資産価値の増加等の利益を受けることから、利益を受ける方にその受益の範囲内で建設費の一部を負担していただく制度です。

この受益をする土地が都市計画事業として施行される公共下水道整備区域（市街化区域内）である場合が受益者負担金であり、下水道法に基づく事業計画の協議（神奈川県）により施行される公共下水道整備区域（市街化調整区域内）である場合が分担金となります。

本市では、公共下水道の整備区域等について事業計画を策定し、事業認可又は協議の承認に基づき、整備予定の区域において、受益者負担金又は分担金を賦課する負担区を設定し、末端管きよ整備費相当額の一部負担となるように額を設定する負担区制を採用しています。

(2) 本市制度の概要

本市の受益者負担金制度は、秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条第1項の規定に基づき負担区制を採用しており、都市計画法に基づく事業認可区域の拡大に合わせて負担区を設定し、現在、第1負担区から第8負担区を定めています。

また、下水道法に基づく事業計画の協議を了した市街化調整区域については、地方自治法第224条の規定を根拠とした分担金を徴収する負担区として、第1負担区及び第2負担区を定めています。

額については、多くの自治体と同様に、国の第1次及び第2次下水道財政研究委員会の提言をもとに、末端管きよ整備費（枝線整備費）相当額の3分の1から5分の1の負担割合として、秦野市上下水道審議会の答申を考慮し、決定しています。

(3) 負担区並びに受益者負担金及び分担金の額の状況

ア 受益者負担金

区分	施行年度	負担区面積	基本負担金 (1 m ² 当たり)	増負担金 (1 m ³ 当たり)	基本負担金の対象事業費
第1負担区 (第1号 ^{※1})	昭和55年度	457 ha	220 円	49 円	幹線及び枝線整備費、処理場整備費
第2負担区 (第1号)	昭和63年度	342 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第3負担区 (第1号)	平成3年度	406 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第4負担区 (第1号)	平成7年度	534 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第5負担区 (第1号)	平成11年度	495 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第6負担区 (第2号 ^{※2})	平成11年度	50 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第7負担区 (第1号)	平成21年度	106 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第8負担区 (第1号)	平成26年度	48 ha	280 円	57 円	枝線整備費
合計		2,438 ha			

※1 第1号：第1号公共下水道（中央処理区、大根・鶴巻処理区）

※2 第2号：第2号公共下水道（西部処理区）

イ 分担金

区分	施行年度	負担区面積 ^{※3}	基本分担金 (1 m ² 当たり)	増分担金 (1 m ³ 当たり)	基本分担金の対象事業費
第1負担区	平成11年度	14 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第2負担区	平成26年度	62 ha	280 円	57 円	枝線整備費
合計		76 ha			

2 分担金の負担区及び額の設定について

(1) 新しく分担金の負担区を設定する理由

令和3年度から新しい事業認可区域（県協議承認）の整備を進める予定であり、条例第6条に基づき分担金を賦課します。

本市は、負担区制を採用しているため、条例第3条第1項の規定により、新事業認可（県協議承認）区域を新たな負担区として設定し、分担金の額について定める必要があります。

(2) 分担金の負担区の設定

第1号公共下水道の新事業認可（県協議承認）区域52ヘクタールを第3負担区として設定します。

ア 事業計画面積

下水道の名称	既計画面積 [※]	新計画面積	累 計
第1号公共下水道	67ha	52ha	119ha
第2号公共下水道	9ha	—	9ha
合 計	76ha	52ha	128ha

※ 第1号公共下水道の既計画面積は、平成26年度施行時においては78ヘクタールでしたが、第1号公共下水道の新事業計画では一部の計画区域の削除を実施するため、67ヘクタールとなります。

イ 設定区域

名称	区域
第3負担区	本町地区（曾屋、上大槻の一部）
	北地区（横野、戸川の一部）
	大根地区（下大槻の一部）
	西地区（渋沢、堀山下の一部）

(3) 基本分担金及び増分担金の額の設定

ア 基本分担金

(ア) 額 1平方メートル当たり280円

(イ) 算定方法

$$\begin{aligned} \text{【算定式】} &= \frac{(\text{枝線整備事業費}) - (\text{国庫補助金})}{\text{分担金算定対象面積}^{\ast 1}} \times \text{負担割合}^{\ast 2} \\ &= \frac{237,600 \text{千円} - 0 \text{円}}{161,400 \text{平方メートル}} \times 1 / 4.5 = 327 \text{円} \end{aligned}$$

ただし、他負担区の額との公平性の観点から280円とする。

※1 分担金算定対象面積：新事業認可区域52ヘクタールのうち、公共施設を除く16ヘクタールとする。

※2 負担割合：公平の観点から、受益者負担金の第1負担区から第8負担区、分担金の第1負担区から第2負担区の算定に使用した4.5を使用する。

イ 増分担金

基準を超える多量の汚水を排除する事業者等に対して、超過する汚水の排除量に応じて賦課するものです。

(ア) 額 1立方メートル当たり57円

(イ) 算定方法 基本分担金の20パーセント相当額

参考：県内各市の受益者負担金等の状況（直近の施行分）

- ・横浜市、川崎市及び座間市は負担金制度は採用していません。
- ・三浦市は、水道メーターの口径による算定のため、除外しています。

令和2年8月現在

	市名	現行の額	施行	負担区
負担金	横須賀市	420円	H9.4.1	有
分担金		488円	H27.4.1	有
負担金	平塚市	371円	H30.4.1	有
分担金		366円	H13.4.1	有
負担金	鎌倉市	233円	H4.12.21	有
分担金		818円	H22.12.27	無
負担金	藤沢市	470円	H27.7.16	有
分担金		800円	H13.9.1	無
負担金	小田原市	280円	S63.4.1	有
分担金				
負担金	茅ヶ崎市	450円	H8.4.1	無
分担金		450円	H8.4.1	無
負担金	逗子市	210円	S54.4.1	有
分担金				
負担金	相模原市	270円	S57.4.1	無
分担金		490円	H14.4.1	無
負担金	厚木市	377円	H1.12.19	有
分担金		807円	R2.4.1	有
負担金	大和市	280円	S59.4.1	有
分担金				
負担金	伊勢原市	415円	H25.4.1	有
分担金				
負担金	海老名市	272円	H7.3.1	有
分担金		800円	H23.10.1	無
負担金	南足柄市	265円	H9.11.30	有
分担金				
負担金	綾瀬市	270円	S60.4.1	無
分担金		800円	H19.7.1	無

※1 相模原市の1平方メートル当たりの基本負担金（分担金）額は、汚水樹設置費用÷汚水樹設置基準面積で算出されているため、明確な負担割合は定められていません。

※2 海老名市の基本分担金額は受益者負担金第5負担区単価に都市計画税充当額を考慮した金額であるため、明確な負担割合は定められていません。